

高岡市共創の指針

高 岡 市

目 次

はじめに	1
第1章 共創の基本的な考え方	
1 協働から共創へ	2
(1) 協働の取り組み	
(2) 協働の成果と課題	
2 共創とは	6
(1) 共創の理念	
(2) 共創の目的	
(3) 指針の位置づけ	
3 共創の取り組みによって期待される効果	9
第2章 共創の推進に向けた環境整備	
1 共創意識の醸成と啓発	10
(1) 指針の周知	
(2) 行政職員の意識改革	
(3) 市民の共創意識の醸成	
(4) 情報の受発信	
2 共創を推進する体制	11
(1) 庁内の推進体制	
(2) 市民が共創に組みやすい環境づくり	
(3) 市民と行政の推進体制の整備	
(4) 推進体制の充実・強化	
第3章 共創の取り組みの進め方	
1 新たな魅力や価値の創出に向けた取り組み目標の設定	13
(1) 目標の設定	
(2) 連携主体の結成	
(3) 目標達成のための指標の具体化	
2 取り組みに向けた計画作成	15
(1) 事業計画の作成	
(2) 各主体の役割分担	
3 事業の実施	15
(1) 事業計画の実行	
(2) 事業の進捗管理	
4 事業の評価	16
(1) 自己評価	
(2) 外部組織による評価	
5 事業の改善	16
(1) 実施事業の改善	
(2) 新たな共創のサイクルへ	
参考資料 高岡市における協働事業の主な実施状況	18
高岡市共創の指針策定の経過	22
高岡市共創の指針策定委員会設置要綱	23
高岡市共創の指針策定委員会委員名簿	24
指針の策定にあたって	25

はじめに

現在、わが国では、急速に少子高齢化が進んでいます。また、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少も始まり、今後は社会保障費の増大、生産年齢人口の減少による経済の縮小、地域コミュニティの担い手不足など社会全体の活力に影響を与えることが懸念されています。

本市においても、人口減少や少子高齢化等、地域における生活環境や生活様式の変化により地域課題が、ますます複雑、多様化していくことが予想されます。

これまで、本市では、「市民が主役のまちづくり」推進のため、平成 18 年 12 月に「高岡市市民と行政の協働のルール」を策定し、市民と行政が協働の意識の醸成を図りながら、一緒になって活動をすることに力点を置いた協働事業に取り組んできました。

今後、社会情勢の変化に伴い、ますます市民ニーズの複雑、多様化が想定されることから、一個人や地域だけでは解決困難な課題も数多く出てくると考えられます。このような課題に対しては、行政のみならず市民も共に解決の道筋を考えていく必要があります。ついては、これまでの市民と行政の「協働」をさらに進め、本市のまちづくりを実践する市民、団体、企業、大学、地域、行政等といった多様な主体が連携し、異なる視点で意見を出し合い、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくため、市民がより主体的にまちづくりを行えるよう一歩進んだ「共創」の取り組みを行う必要があると考えています。

このことから、「共創」の取り組みによる「市民が主体的なまちづくり」を推進するため、共創の基本的な方針となる「高岡市共創の指針（以下「指針」という。）」を策定するものです。

指針の策定にあたり、平成 28 年 2 月に高岡市共創の指針策定委員会を設置し、議論を重ねてきました。

本指針は、策定委員会での審議を基に、パブリックコメント^{※1}をはじめ、市民から幅広くご意見を伺うとともに、「高岡市市民と行政の協働のルール」に基づき、これまで実践してきた様々な協働の取り組みを再評価し、これらを踏まえて、最終的に取りまとめたものです。

※1 パブリックコメント：行政機関が制度の制定や政策決定の案を一般に公表し、コメントを求める制度

第1章 共創の基本的な考え方

1 協働から共創へ

(1) 協働の取り組み

➤ 協働事業のこれまでのあゆみ

これまで、高岡市では、福祉・保健、男女平等・共同参画、生涯学習、環境整備・保全、観光、まちづくり、森づくり等、数多くの分野で市民活動が展開されてきました。

平成18年に、市民と行政との協働によるまちづくりを進める上での基本的な考えと、具体的方策について示した「高岡市市民と行政の協働のルール」を策定し、それまでの市民参加から、市民と行政が一緒になって活動することに力点を置いた「協働」事業に取り組んできました。

➤ 協働の基盤づくりと実践的な取り組み

本市における「協働の基盤づくり」としては、協働意識の醸成、まちづくり情報の発信、市民活動支援・協働推進講座の開催、協働アドバイザーによる講演、市内で活動する市民による協働のまちづくりフォーラムの開催などを行ってきました。

「実践的な取り組み」としては、市民や行政からの提案制度による協働事業を実施するとともに、平成22年度から、市民が自ら行うまちづくり活動に対する支援として、「元気高岡」市民まちづくり事業活動支援制度を開始し、まちづくりに取り組む団体の育成を行い、協働事業への参画を促進してきました。



市民活動支援・協働推進講座

➤ 市民協働プラットフォーム^{※2}の構築

平成 23 年度には、「市民協働プラットフォーム」を構築し、「まちづくりの主役は市民」という理念のもと、民間活力を活かして地域の課題を解決していくため、NPO^{※3}、自治会、高等教育機関等に対し支援を行ってきました。

また、市民活動やボランティア活動に興味のある市民に情報提供を行うため、高岡市民活動情報ポータルサイト^{※4}「サポナビたかおか」を開設し、市民が自主的、自発的に取り組むまちづくりを応援し、市民間の交流を促進しています。

『協働』とは

目的や性格の異なる組織が、共通の社会的な目的を実現するために、それぞれの組織の力を合わせ、特色を生かしながら、対等の立場で、共に考え、共に協力して働くこと。



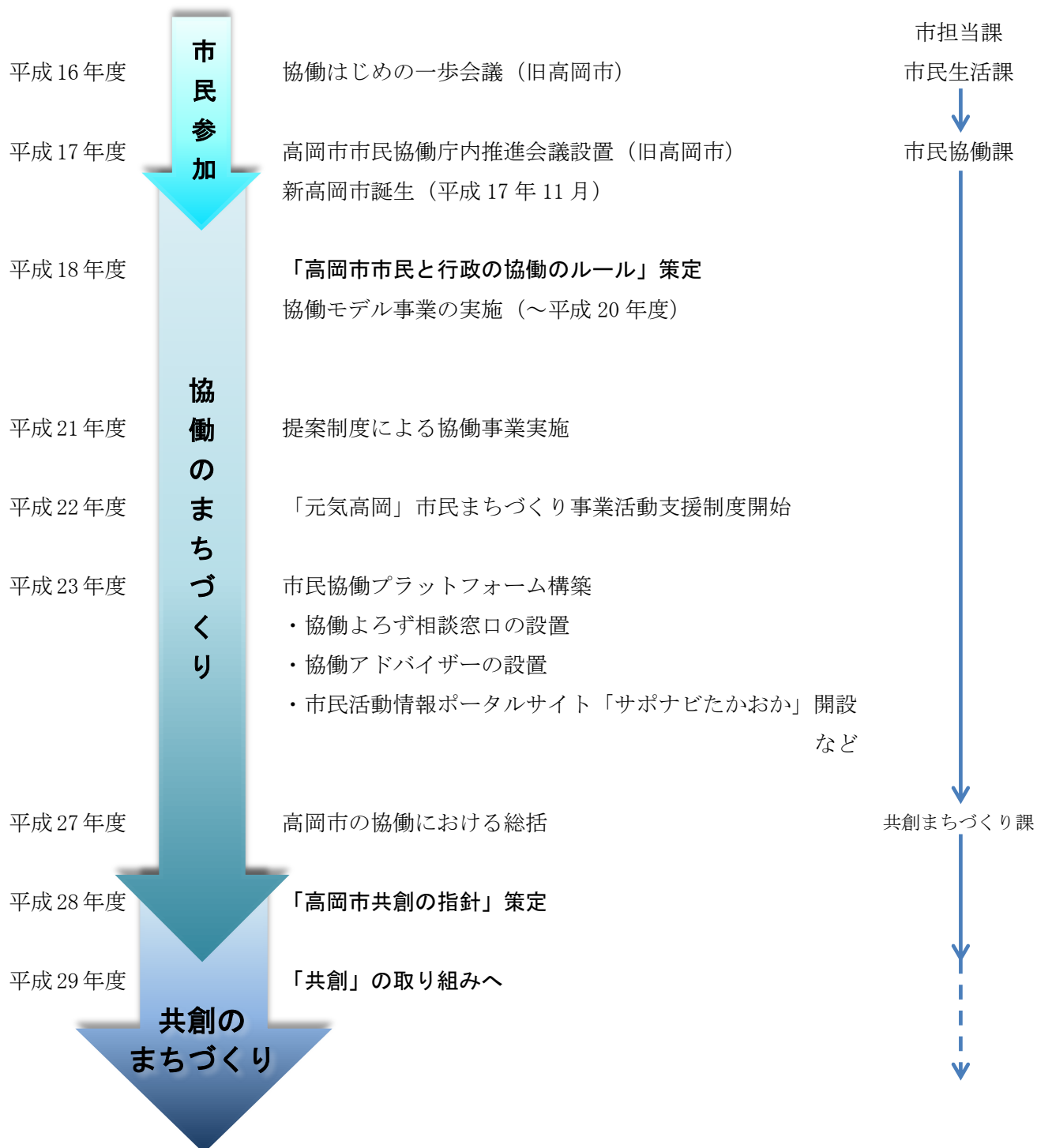
活動紹介フェスティバル

※2 市民協働プラットフォーム：市民活動の組織化と自立を促し、地域課題を解決する先駆的活動の支援・育成を進めるとともに、多様な市民活動間をつなぐコーディネート機能を強化するための支援基盤

※3 NPO：「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称

※4 ポータルサイト：インターネットにアクセスする際の入口となる WEB サイト

「市民参加」から「共創」の取り組みまでの変遷



※平成 18 年度以前の内容は旧高岡市について掲載

(2) 協働の成果と課題

➤ 協働の成果

本市では、これまで10年間にわたる取り組みにおいて、市民と行政が一緒になって、協働事業の実践を進める中で、市民に協働の意識が広まり、市民が主体的にまちづくりに関わり、活動しようという意識が芽生えてきました。

また、行政職員に対しては、階層別の協働研修を実施し、協働の理解と意識の醸成を進めてきました。

これらの協働事業の継続的な取り組みにより、市民と行政が連携してまちづくりを行うための協働の手法が広まり、その成果が現れ定着してきました。

➤ これまでの協働事業の取り組みにおける課題

成果があった一方、「高岡市市民と行政の協働のルール」策定から10年が経過し、協働事業の取り組みを進める中で、事業継続のための財政面での支援や人材面での課題が顕在化してきました。

- 【課題】
- ・活動資金の確保
 - ・市民活動団体の組織力強化
 - ・団体マネジメント力の強化
 - ・活動団体における後継者の育成
 - ・新たな担い手の育成

➤ これからの「共創」の取り組みに向けて

今後、本市では、人口減少や少子高齢化等の進展が想定されており、市民ニーズが複雑、多様化する中、市民がより主体的にまちづくりを行い、新たな魅力や価値の実現や地域課題の解決に取り組むため、これまで以上に市民同士が連携し、各々が持つ知識や経験を最大限に活かしながら、自主的、自発的なまちづくりを推進する新しい取り組みが重要になります。

また、協働事業の取り組みを行う中で顕在化した課題も踏まえて進めていく必要があります。

※「高岡市における協働事業の主な実施状況」は参考資料に掲載

2 共創とは

(1) 共創の理念

『共創』とは

これまでの「協働」を基本としつつ、目標設定の段階から市民、団体、企業、大学、地域、行政等が連携し、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行い、実践的な取り組みを展開することにより、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくこと。

これまで実施してきた提案制度による協働事業は、提案団体がそれぞれの立場で地域課題を分析し、解決策を検討し、事業を実施してきました。

共創の取り組みでは、目標設定の検討段階から、一団体の視点だけではなく、複数の視点から行うことで、より効果的に解決策を見いだすことができます。そこには、新しいアイデアや事業が生まれ、課題解決とともに、新たなまちの魅力や地域の価値が創出できると考えます。

(2) 共創の目的

共創の取り組みは、これまで取り組んできた協働事業からさらに一步進んだ新しいまちづくりの手法であり、共創のまちづくりの実現に向けて、新たなまちの魅力や地域の価値を創り上げていくことを目的としています。

○ 高岡の市民力・地域力の向上

地域コミュニティ活動やボランティア活動等への参画を促進し、同じ目的、目標を共有する人々が自主的、自発的に共創の取り組みを行うことによって、市民力や地域力の向上を目指します。

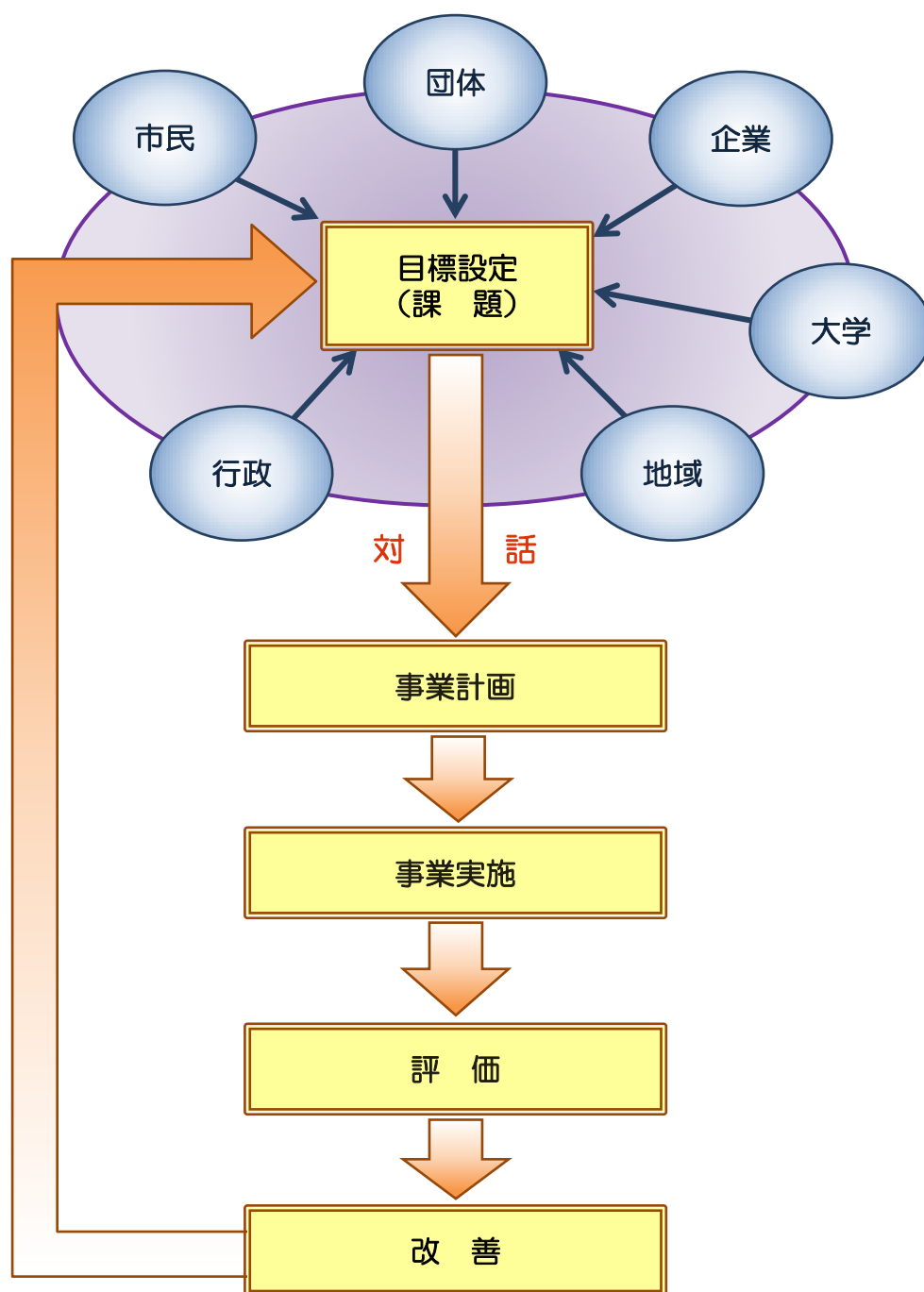
○ 高岡らしいまちづくりの推進

様々な立場の人が共創の取り組みに関わることによって、多様な考え方やアイデアが生まれ、創造的で活力にあふれる高岡らしいまちづくりの実現を目指します。

○ より質の高い公共サービスの創造

複雑、多様化する市民ニーズに見合った公共サービスを市民、団体、企業、大学、地域等の組織が行政と連携し、共創事業として取り組むことで、効率的、効果的、持続的な公共サービスの創造を目指します。

「共創」の取り組みイメージ図



新たな発想で、新たな取り組み目標を設定し、新しい共創のサイクルにつなげます

(3) 指針の位置づけ

この指針は、市民、団体、企業、大学、地域、行政等が連携して、「共創」の取り組みを実践し、新たなまちの魅力や地域の価値を創り上げていくまちづくりの手法として基本的な考え方を定めたものであり、高岡市総合計画や「未来高岡」総合戦略においても、「共創」の理念に基づき取り組みを推進することとしています。

本指針の上位計画となる、高岡市総合計画では、まちの将来像を実現するため、めざすまちの姿の実現に向けた施策の遂行にあたり、まちづくりの手法となる3つのキーワード《共創》《再発見》《発信》を掲げており、この指針で掲げる「共創」の取り組みは、再発見や発信などの手法も用いながら進めていきます。

また、この指針は、高岡市総合計画における施策の進捗状況や社会情勢の変化に合わせて随時見直しを行います。このため、指針の内容については、市民、団体、企業、大学、地域等の幅広い意見を取り入れながら柔軟に見直しを図ります。

3 共創の取り組みによって期待される効果

市民、団体、企業、大学、地域、行政等の多様な主体同士が連携して、共創の取り組みを行うことにより、新たなまちの魅力や地域の価値が創り上げられます。

共創の取り組みにより、高岡のまちづくりを進めるうえで、様々な効果が期待できます。

共創の取り組み

新たなまちの魅力や地域の価値

地域産業

- ・ 県西部の中核都市高岡の新時代を拓く新産業・新事業の創出
- ・ 若者・女性・中高年齢者等が生き生きと働ける雇用機会の創出
- ・ 水・緑・食が豊かでうるおいのある暮らしの創出

歴史・文化

- ・ 高岡の歴史・伝統をつなぎ新しい時代を彩る市民文化の創造
- ・ 歴史・文化遺産の継承・発展による新しいまちの魅力の創造
- ・ 万葉と前田家ゆかりの文化が息づいた豊かな暮らしの創造

交流・観光

- ・ 多面的な魅力の発掘・発信による新しい交流・観光の推進
- ・ 生活の利便性向上による高岡のまちのにぎわい創出
- ・ 交通網を活かした県西部の新しい経済・文化・人のつながりの創出

子育て ・ 教育

- ・ 高岡で安心して結婚・子育て・生活ができる魅力あるまちの創出
- ・ 地域に愛着を持ち高岡の未来を担う頼もしい子ども・若者の育成
- ・ 生涯にわたって学びやスポーツに取り組み続けられる場や機会の創出

安全・安心

- ・ 誰もが生き生きと暮らし続けられる地域支え合い体制の創造
- ・ 環境・防犯・防災活動による安全・安心・快適な暮らしの創造
- ・ 市民に開かれた明確で効率的、信頼・満足できる公共サービスの創出

※高岡市総合計画に位置付けられている分野別にあわせて記載

第2章 共創の推進に向けた環境整備

1 共創意識の醸成と啓発

(1) 指針の周知

指針は、研修、講演会、講座等の開催により、周知を図ります。

また、指針を通して市民、団体、企業、大学、地域、そして行政も共創意識を高めるために、フォーラム^{※5}やワークショップ、研修会等に積極的に参加し、様々なテーマでの意見交換や、一緒に考える機会を設けることが効果的です。

(2) 行政職員の意識改革

共創の取り組みを行う多様な主体には、それぞれの目的、活動、形態があり、特性や得意分野、できることが異なります。共創の取り組みでは、目的に応じた特性や力を持つ異なる主体が連携し、事業を行います。

行政職員は、各主体の特性や活動内容を理解し、尊重しながら企画・提案・交渉・調整する能力を養う必要があります。また、多様な主体と対話を行い、前例にとらわれることなく、それぞれの立場に立って、相手を理解しようという姿勢と市民の自主性、自発性に基づき創造された魅力や価値をともに実現するための意識の改革が必要です。

(3) 市民の共創意識の醸成

共創の取り組みは、市民、団体、企業、大学、地域、行政等が連携し、主体的に地域の新たな魅力や価値を創出することを目指して行います。行政は共創を推進し、支援する取り組みなどの行政としての役割を果たすことはもちろんのこと、市民は「自分たちのまちは、自分たちで創り、育てる」という意識を持ち、自らの暮らしや地域の課題に気づき、その課題を共有し、自主的、自発的に課題解決に取り組むことが大切です。

(4) 情報の受発信

共創の取り組みにおいて、多様な主体同士又は多様な主体と行政の相互理解と連携は欠かせません。市民、団体、企業、大学、地域等と行政がそれぞれの取り組み内容やその成果について、積極的に情報を発信し、共有することで、互いの理解を深めます。

また、他の主体が様々な媒体を介して発信する情報を積極的に取り込む姿勢も大切であり、そのような行動が、今後の活動の糧にもなり、多様な主体との連携にもつながります。

※5 フォーラム：「フォーラムディスカッション」の略。公開討論会

2 共創を推進する体制

(1) 庁内の推進体制

これまで、協働の推進においては、協働に関わる全ての課・室の長で構成する「高岡市市民協働庁内推進会議」を設置し、職員の意識醸成を図り、庁内で共通の認識を持ってきました。

今後、全庁的に共創を推進する体制として、庁内推進会議を設置し、指針の理解促進、共創意識の浸透を図りながら、これまで以上に行政内部の横断的な連携を深めます。

併せて、職員研修を行い、企画・提案・交渉・調整能力の向上を図り、事業運営に活かされるよう努めます。

(2) 市民が共創に取り組みやすい環境づくり

市民、団体、企業、大学、地域等が事業に取り組む際に相談する相手として、行政が考えられます。行政は、共創の取り組みに関する相談窓口を一本化し、その窓口から事業の関係各課に取り次ぐことで、相談しやすい体制を目指すとともに、行政も一緒に考え、市民、団体、企業、大学、地域等の共創意識の醸成を支援します。また、市民活動を支援している各分野のセンター間の連携を促進します。

相談体制の整備に加え、支援制度の創設、アドバイザーの活用等プラットフォームの強化と充実を図ります。支援制度については、必要書類やスケジュールを明確にし、手続きの流れをわかりやすく伝えます。また、提出書類の記入例を作成するなど、手続きを簡素に行えるよう努めます。

(3) 市民と行政の推進体制の整備

指針に基づき、市民、団体、企業、大学、地域、行政等が連携し、主体的に事業を実施することにより、共創の理解が進み、共創の推進が図られます。

事業実施において、行政は多様な主体同士の対話の場を作るなど、コーディネート役割を担い、円滑な実施に努めます。併せて、市民活動情報ポータルサイトを活用して、団体、企業などの情報を一元化し、各登録団体には積極的な情報発信を促進します。

(4) 推進体制の充実・強化

共創の推進は、多様な主体の現状や課題を踏まえて取り組むことが大切です。そのため、共創を推進するための有識者等からなる外部組織（委員会）を設置し、共創の取り組みについて意見聴取や情報交換を行います。

また、共創事業の実施においても、外部組織（委員会）が事業の審査を行い、成果が最大になるよう助言するとともに、事業実施後は、その成果を評価し、次の取り組みへの改善点や課題を提示します。

第3章 共創の取り組みの進め方

1 新たな魅力や価値の創出に向けた取り組み目標の設定

(1) 目標の設定

共創事業の目的は、新たなまちの魅力や地域の価値を創出することですが、事業に取り組む際には、まず目標設定を行います。

市民、団体、企業、大学、地域、行政等の多様な主体が、共創のまちづくりの実現に向けて目標を設定するには、2つの方法が考えられます。

○ 新たな魅力や価値の実現

新たな手法、新たな取り組みにより、新たなまちの魅力や地域の価値の実現を目標として設定

○ 地域課題の解決

地域の様々な課題の解決によって生まれる成果を目標として設定

いずれの方法も、多様な主体同士が対話を重ねることで、同じ目標を持つ共創の相手を見出して、以降、連携主体として取り組みを行うことにつながるものと考えられます。

また、多様な主体の一つでもある行政の役割としては、各主体が共創の取り組み目標を設定する参考となるように、市の情報や施策・事業を積極的に発信するとともに、主体同士が対話を行う場として、フォーラムやワークショップ等を開催し、交流、相談、提案のしやすい環境づくりを行います。

《施策例》

- ・ 取り組み目標の設定
- ・ フォーラム、ワークショップ等の開催による共創の環境づくり

(2) 連携主体の結成

市民、団体、企業、大学、地域、行政等は、同じ目標を持つ多様な主体同士の対話で設定された取り組み目標に対して、事業に取り組む連携主体を結成します。

連携主体結成の相手方としては、各々の主体とつながりのある組織、フォーラムやワークショップ等で交流を深めた市民、団体、企業、大学、地域等がありますが、行政が所持している団体情報等からも結成の相手を探すことができます。

また、結成した連携主体のうち、取り組み事業の代表者を決定します。

《施策例》

- ・ 事業実施のための連携主体の結成

(3) 目標達成のための指標の具体化

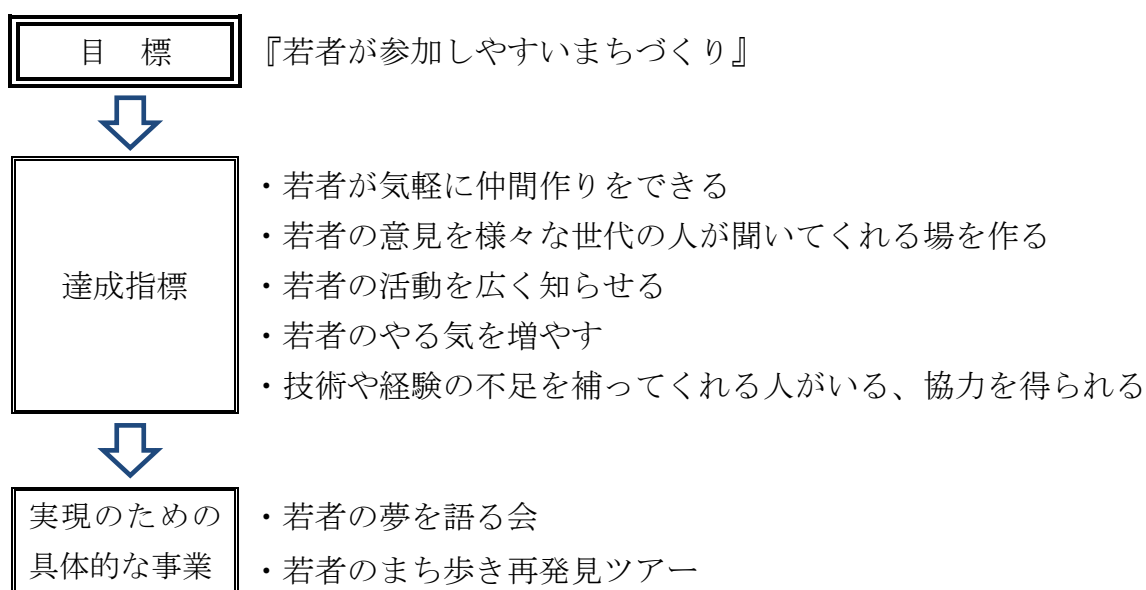
連携主体は、設定した取り組み目標に対して、各々の主体が持つ知識や経験など様々な情報を収集、整理、活用し、対話を重ねながら、目標達成のための具体的な指標を検討します。

その指標は、目標達成までの道筋を明確にするものであり、事業計画の作成につながります。

《施策例》

- ・ 目標達成に向けた具体的な指標の検討

(例)



ワークショップ

2 取り組みに向けた計画作成 《Plan》

(1) 事業計画の作成

連携主体は、共創事業の実施に向けた取り組み目標の設定、収集した情報の整理・活用、具体的な指標の検討などの過程における対話を踏まえながら、取り組み手法を検討し、実践的な事業計画を作成します。

事業計画作成には、現状を把握したうえで、事業目的や事業内容、取り組みにおける効果、事業スケジュール、事業予算も併せて計画します。

《施策例》

- ・実践的な事業計画の作成

(2) 各主体の役割分担

連携主体は、事業計画作成の際に、共創事業の実施におけるお互いの役割分担を明確化するとともに、様々なリスクを想定して、役割に応じた責任の所在を明確にします。

《施策例》

- ・各主体の役割分担と責任の明確化

3 事業の実施 《Do》

(1) 事業計画の実行

連携主体は、事業計画に基づき、明確にした役割分担に合わせて、共創事業を実施します。事業を進める間も、引き続き対話を重ね、連携を図りながら実施します。

《施策例》

- ・事業計画に基づく共創事業の実施

(2) 事業の進捗管理

連携主体は、事業の進捗状況や実施内容などを定期的に確認し、互いに情報共有をしながら事業を実施します。

事業の進捗状況や実施内容に応じて、作成した事業計画の手法に固執せず、柔軟に事業計画の変更を行うことも可能とします。

《施策例》

- ・進捗状況や実施内容の確認及び情報の共有
- ・進捗状況に応じた事業計画の変更

4 事業の評価 《Check》

(1) 自己評価

事業実施後、連携主体は、一連の共創事業の取り組み内容及び事業の成果と課題を検証するため、対話をしながら自己評価をします。自己評価の際には、共創事業が適切に実施できたか、新たなまちの魅力や地域の価値の創出につながる取り組みとなったかについて検証します。

《施策例》

- ・ 連携主体による事業検証のための自己評価

(2) 外部組織による評価

自己評価を実施するとともに、連携主体の実施した共創事業が、今後、より効果の上がる取り組みとして発展するよう、有識者等からなる外部組織（委員会）により事業を客観的に評価し、検証します。

《施策例》

- ・ 有識者等からなる外部組織による客観的な事業評価

5 事業の改善 《Action》

(1) 実施事業の改善

連携主体は、自己評価並びに外部組織による評価結果を踏まえて、共創事業の取り組み内容を見直し、改善します。

事業の改善には、取り組み内容の一部を改善点とする場合や、取り組みによって新たな視点から改善点が見つかる場合があります。

《施策例》

- ・ 評価結果に基づく事業内容の見直し、改善

(2) 新たな共創のサイクルへ

事業の改善点を踏まえ、さらなるまちの魅力や地域の価値の創出につながるよう、新たな発想で、新たな取り組み目標や課題を設定し、新しい共創のサイクルにつなげます。

《施策例》

- ・ 改善点を踏まえた、新たな取り組み目標や課題の設定

「共創」は、「目標(課題)⇒成果」を重視し、PDCAサイクルで取り組みます

参考資料

高岡市における協働事業の主な実施状況

提案制度による協働事業（平成 21 年度～28 年度）

◆平成 21 年度

事業名	実施団体	協働の担当課
市役所1階総合案内サービスの提供事業《行政提案》	おもてなしグループ	市民協働課
街路樹(植樹樹)管理事業《行政提案》	(株)タカギセイコー	花と緑の課
平成 21 年度アバンサルプラザ講座 高岡学塾《市民提案》	地域女性ネット高岡	生涯学習課

◆平成 22 年度

事業名	実施団体	協働の担当課
JR 高岡駅地下街イメージアップ事業《行政提案》	協同組合高岡ステーションデパート	商業観光課
牧野小学校前こども広場整備事業《市民提案》	牧野校下地域振興促進協議会	児童育成課
吉久、昭和の記憶《市民提案》	吉久の伝統的町並みを考える会	文化財課
高岡市 2010 年問題対応プロジェクト《市民提案》	高岡次世代経営塾	商業観光課

◆平成 23 年度

事業名	実施団体	協働の担当課
公共交通活性化市民フォーラム開催事業《行政提案》	路面電車と都市の未来を考える会・高岡	地域安全課
ピンクリボンキャンペーン～乳がん検診率を上げよう～《市民提案》	NPO 法人 Nプロジェクトひと・みち・まち	健康増進課
大伴家持巡行の旅越中・能登路編《市民提案》	万葉集全 20 巻朗唱の会にいざなう会	商業観光課
金屋町開町 400 年記念シンポジウム「次世代のものづくりと町づくり」《市民提案》	金屋町まちづくり協議会	商業観光課

◆平成 24 年度

事業名	実施団体	協働の担当課
目で見ると伏木港周辺《市民提案》	吉久の伝統的町並みを考える会	文化財課
高岡市民まつり 開町 400 プラス 3《市民提案》	高岡 RAKUICH	生涯学習課

◆平成 25 年度

事業名	実施団体	協働の担当課
高岡ねがいみち駅伝《市民提案》	元気たかおか未来会議	商業雇用課
里山とココロの育成事業《市民提案》	とやま cocolo 会	農地林務課

◆平成 26 年度

事業名	実施団体	協働の担当課
おもしろ高岡発 おもてなし観光本 「でかいと」《市民提案》	地域活性化企画装置 わをん本舗	文化財課 地域安全課 観光交流課
新たな魅力発見！楽しく気軽にウォーキング -住む人が健康になるまちづくり- 《市民提案》	高岡市ヘルスポランティア協議会	健康増進課

◆平成 27 年度

事業名	実施団体	協働の担当課
親子広場《市民提案》	牧野校下女性連絡会	子ども・子育て課 健康増進課
障がい児理解促進活動によるやさしい福祉の まちづくり事業《市民提案》	ふれジョブたかおか	社会福祉課

◆平成 28 年度

事業名	実施団体	協働の担当課
創立 50 周年記念事業「ファンタスティックナイト in TAKAOKA」《市民提案》	高岡商工会議所青年部	観光交流課
川のすこやかさ調べ《市民提案》	環の会	学校教育課 環境政策室

「元気高岡」市民まちづくり事業活動支援制度による協働事業(平成 22 年度～28 年度)

◆平成 22 年度

事業名	実施団体	実施年度
地区フォーラム in 高岡 北陸信越彩光まつり	(社)日本青年会議所北陸信越地区協議会	22 年度
高岡青年会議所青年育成事業「夢をつかむ未来塾 2010～ぼくらの未来は、ぼくらが作る～」	(社)高岡青年会議所	22 年度
行灯ストリート・横田夏のカーニバル	北陸街道活性化委員会	22 年度
『弁当の日』で家族・地域の絆の再生を	企業組合労協センター事業団高岡地域福祉事業所高岡ぽぴー	22 年度
異世代交流を核にした元気な高岡の町づくり事業	NPO 法人茶道「清風の会」	22 年度
高岡わやわや音楽祭	高岡わやわや音楽祭	22 年度
高岡 PR 動画制作事業	高岡商工会議所青年部都市戦略委員会	22 年度
いわせ野あいさつ市	のむら商工振興会	22 年度
「願いのかなう町 高岡」	元気たかおか未来会議	22 年度
高岡るんるんサイクルマップ(駅北方面)制作事業	NPO 法人 Nプロジェクトひと・みち・まち	22 年度
生ごみ堆肥化 土を使つてのダンボールコンポスト	高岡地区広域圏のごみ問題を考える会	22 年度
②金屋町おもてなしマップづくり ③ 「 「外国語」講習会	金屋町まちづくり協議会	22, 23 年度
博労校下地域まちづくり事業 ②高岡大仏ものがたり ③高岡歴史秘話	博労校下連合自治会	22, 23 年度
②高岡近代建築 MAP づくり ③パート 2	高岡のまちづくりネットワーク	22, 23 年度
②高岡開町まつり 400 プラス 1 ③プラス 2	高岡 RAKUICH	22, 23 年度
横田宮の腰花みずき通り・安心あかり事業	横田宮の腰花みずきの会	22～24 年度
～ふれあい文化の創造をめざして～ ”学び・継承・交流「活き活きプロジェクト中田」”	中田地区婦人会	22～24 年度

◆平成 23 年度

事業名	実施団体	実施年度
道の駅周辺地域コミュニティ事業	合同会社 五稜	23 年度
八丁道おもしろ市 20 周年記念 「イベント」と「市」で町づくり	八丁道おもしろ市イベント実行委員会	23 年度
往時を偲ぶ廻船問屋風姿転生事業	伏木観光推進センター	23 年度
平成 23 年度アバンサルプラザ高岡学講座 ～みんなが手をつないで暮らすまち・高岡～	(財)たかおか女性アカデミー	23 年度
歴史にふれよう七夕まつり	平米校下自治会連合会	23, 24 年度
③高岡流お好み焼きととまるグランプリ 2011 ④2012 ⑤2013	飲食店経営サポートとやま	23～25 年度

◆平成 24 年度

事業名	実施団体	実施年度
ビジネスフェア IN 高岡	高岡商工会議所青年部	24 年度
「聞いて」「見て」「歩いて」たのしく学ぼう高岡城	志貴野ライオンズクラブ	24 年度
簡易外国語観光ガイド小冊子の作成・普及	金屋町まちづくり協議会	24 年度
旧北陸街道行灯ストリート	北陸街道活性化委員会	24 年度
町づくりと民俗風習(食文化)の継承	古里研究会	24 年度
勝興寺伝統文化伝承フェア	勝興寺さま技法研究会	24～26 年度
ふるこはんの文化を学ぶ	勝興寺まちづくり協議会	24～26 年度

◆平成 25 年度

事業名	実施団体	実施年度
高岡ミュージシャンサポート事業	SONGS 音創会	25 年度
TAKAOKA きずな探検隊 2013	(公社)高岡青年会議所	25 年度
高岡クラフトツーリズム 「仏具の里をお坊さんが巡る編」	高岡伝統産業青年会	25 年度
古民家を活用した憩いと人づくり	吉富ほほえみ会	25 年度
癒しの空間―勝興寺参道を明るく	高町八日会	25～27 年度
高岡の歴史探訪と日伯伝統芸交流	富山日伯交流友の会	25～27 年度
エイジレス高岡まち元気づくり事業	エイジレス元気スクール	25～27 年度

◆平成 26 年度

事業名	実施団体	実施年度
「こどものための劇場」事業 コンドルズたかおかダンスワークショップ	コンドルズ富山高岡公演実行委員会	26 年度
「元気おおとり」イルミネーション点灯事業	平米校下自治会連合会	26～28 年度
獅子舞文化の継承(獅子頭総覧と獅子舞奉納)	北陸街道活性化委員会	26～28 年度
伝統産業従事者の魅力発信力向上事業	高岡伝統産業青年会	26～28 年度

※事業名欄に記載の丸付き数字は実施年度のテーマ

高岡市共創の指針策定の経過

高岡市共創の指針策定委員会

	開催時期・場所	協議事項
第1回	平成 28 年 2 月 26 日(金) 高岡市役所庁議室	・指針構成案について
第2回	平成 28 年 7 月 15 日(金) 高岡市ふれあい福祉センター	・指針(案)について
第3回	平成 28 年 11 月 24 日(木) 高岡市ふれあい福祉センター	・指針(案)の最終確認について

ミーティング

	開催時期・場所	協議事項
第1回	平成 28 年 3 月 24 日(木) 高岡市役所自治会懇談室	・指針について意見交換
第2回	平成 28 年 4 月 26 日(火) 高岡市役所自治会懇談室	・指針の柱立て協議
第3回	平成 28 年 5 月 24 日(火) 高岡市役所自治会懇談室	・指針(第1章)について協議
第4回	平成 28 年 6 月 24 日(金) 高岡市役所自治会懇談室	・指針(全体)について協議
第5回	平成 28 年 8 月 17 日(水) 高岡市役所自治会懇談室	・指針(全体)について協議
第6回	平成 28 年 10 月 14 日(金) 高岡市役所 803 会議室	・指針(全体)について協議 ・共創モデル事業について協議

パブリックコメント

期 間	内 容
平成 28 年 10 月 11 日(火)～31 日(月)	・指針(案)に対する意見募集

その他

- ・委員間のメーリングリストを設定し、指針策定における意見交換、情報共有の場として活用した。

高岡市共創の指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民が主体的にまちづくりに取り組めるよう、共創の基本的な方針を策定するため、高岡市共創の指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 共創の指針の策定に関すること。
- (2) その他共創の指針の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内とし、学識経験者、関係団体構成員及び公募による者の中から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成28年12月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部共創まちづくり課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

高岡市共創の指針策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所属団体・役職
委員長	宮田 伸朗	学校法人 富山国際学園 学事顧問
副委員長	津幡 敬子	高岡らっこの会 会長
委員 (50 音順)	青島 恒巳	高岡市市民生活部長
	浦田 一郎	高岡市連合自治会 副会長
	尾崎 憲子	社会福祉法人 高岡市社会福祉協議会 会長
	古池 嘉和	名古屋学院大学 現代社会学部 教授
	小泉 弘子	地域女性ネット高岡 会長
	東海 裕慎	はんぶんこ 代表
	松本 光司	高岡・ひと・まち・交流会 代表世話人
	宮田 隼	コミュニティハウスひとのま 代表
	柳 美喜子	Eネット 代表

指針の策定にあたって

「共創」は、高岡市の第2次総合計画で初めて提唱され、平成29年度からの第3次総合計画でも、「再発見」、「発信」と並んでまちづくりの手法に位置づけられています。「協働から共創へ」どう市民目線で理解し、指針として「見える化」していくのか？ 市民と行政が共に手を取り合って新しい価値を創造し、魅力あるまちをどう創っていくのか？ 全国的にも先進事例が少なく、委員会は手探りの状況から出発し、暗中模索を続けてきました。

「共創のまちづくり」の主体は、市民、団体、企業、大学、地域、行政等すべてのまちの構成員です。それらが連携主体を結成し、課題解決の目標達成に向けてPDCAサイクル（計画～実施～評価～改善）で取り組むことが、「地方創生」につながります。「指針」では、総合計画に合わせて「地域産業」「歴史・文化」「交流・観光」「子育て・教育」「安全・安心」の5分野について、新たなまちの魅力や地域の価値を創り上げるための取り組みの方向性を示しました。

「参加～協働～共創」という一連の流れをさらに進めていくという課題は、400年前の前田利長公による町立てから現代まで、代々の高岡の町衆（市民）に課せられた「歴史の宿題」でもあります。委員の皆さんには「平成の町衆」として、正規の委員会とオフのミーティング合わせて9回の検討会にご出席いただき、「共創の実践」の先駆けを担っていただきました。事務局の市民生活部・共創まちづくり課の皆さんには、多様な発想・発言を柔軟に受容、消化、調整していただき、しっかり市民サイドに足を置いた指針がまとまりました。

「共創」は、行政内部はもとより市民各層各界に周知し、各構成員の主体的な実践力を引き出し、それらをどう統合・合力化していくのかに、その成否がかかっています。市当局におかれましては、行政が取り組む共創のフロンランナーとして、より強力に共創の推進に努められますよう期待いたします。

平成28年12月

高岡市共創の指針策定委員会
委員長 宮田 伸朗

高岡市共創の指針

発行 平成 28 年 12 月

高岡市市民生活部共創まちづくり課

〒933-8601 高岡市広小路 7 番 50 号

電話 0766-20-1328 FAX 0766-20-1641

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/>

高岡市